

訪問リハビリテーション
(介護予防訪問リハビリテーション)
運営規程

介護老人保健施設
グリーンビレッジ朝霞台

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 運営規程

第1条 医療法人社団 武蔵野会が開設する 介護老人保健施設 グリーンビレッジ朝霞台（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所の従業員が、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態または要支援状態にある利用者（以下「要介護者」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう生活機能の維持または向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、その居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能または向上を目指すものとする。
- 4 指定訪問リハビリテーション等の事業にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：介護老人保健施設 グリーンビレッジ朝霞台
- (2) 所在地：埼玉県朝霞市宮戸3番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) サービス提供責任者：1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従事者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者の職種及び員数

医師 1名

理学療法士 1名以上

作業療法士 1名以上

言語聴覚士 1名以上

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日までとする（祝日を含む）。

休業日：日曜日、年末年始（12月31日から1月3日）

(2) 営業時間：午前9時00分から午後5時30分までとする。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第7条 指定訪問リハビリテーション等は、当事業所が主治の医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成し計画に沿って行い、理学療法士等により実施状況を医師へ報告するものとする。

(利用料等その他費用について)

第8条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるもの（別紙1：訪問リハビリテーション、別紙2：介護予防訪問リハビリテーション）とし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された割合額とする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は別添1の範囲とする。

第 10 条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害（火災・風水害・地震等）に備えるため定期的に避難・救出その他必要な訓練を行わなければならない。非常災害時には避難等の指揮を執る。

2 防災訓練を 6 月（夜間想定訓練） 12 月（勤務時間内想定・自衛消防隊含む）に行う。

3 事業所内倉庫に、非常食などを 3 日分確保しておく。

2 業務継続計画(BCP)について

①非常災害や感染症の発生時において、訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するとともに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

③定期的(年に 1 回程度)に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

3 大規模災害時のサービスの継続可否について

大規模な自然災害（台風、大雨、洪水等）や、交通災害（道路の破損、工事等）、感染症が発生した場合に、職員が不足し通常運営ができなくなる可能性があった場合など、有事の際の対応は当該業務継続計画(BCP)に従って必要な措置を講じる。

第 11 条（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

事業所は、感染症が発生し又は蔓延しないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

1 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組む。

①感染症の発生時において、訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するとともに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的実施する。

③定期的(年に 1 回程度)に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（相談・苦情処理）

第 12 条 指定訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定訪問リハビリテーション等に関し、行政機関等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は行政機関等の職員からの質問若しくは照会に応じ及び行政機関等が行う調査に協力するとともに、行政機関等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言

に従って必要な改善を行う。

- 3 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に関して、行政機関等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の行政機関等が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

- 第 13 条 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該行政機関、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 5 年間保存する。
 - 3 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第 14 条 利用者またはそのご家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意をえるものとする。

第 15 条 (身体的拘束等の適正化に向けた取組み)

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合はこの限りでない。
- 4 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

- 5 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ③介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第16条（虐待の防止）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ③事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第17条（ハラスメント対策）

介護サービス事業者のハラスメント対策を強化する観点から、「利用者の人権の擁護、虐待の防止」、「男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策」に取り組む。事業所としてハラスメント防止を従業者に啓発していくため、指針の整備、研修の実施等に取り組んでいく。従業者から利用者家族等に対してのハラスメント、利用者、家族等から従業者に対しての顧客ハラスメントと判断する事案があった際は、施設で委員会の実施、必要に応じて行政機関などへの報告を行いながら対応する。

（その他運営に関する重要事項）

第18条 当事業者は、従業者の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族に秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団武蔵野会 理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この規定は、令和2年4月1日から施行する。

令和6年4月1日より一部改正

- 第10条 非常災害対策
- 第11条 感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- 第15条 身体的拘束等の適正化に向けた取組み
- 第16条 虐待の防止
- 第17条 ハラスメント対策

令和6年6月1日より一部改正

第8条 利用料等その他費用について

別添1 実施地域一覧

- ① 埼玉県朝霞市全域
- ② 埼玉県新座市全域
- ③ 埼玉県志木市全域
- ④ 埼玉県和光市全域